

東京都三宅島帰島支援対策本部設置要綱

(設置目的)

第1条 三宅島噴火災害に伴う三宅村の帰島支援対策を推進するため東京都三宅島帰島支援対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(本部の所掌事務)

第2条 担当の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三宅村の帰島支援対策の推進に関すること。
- (2) その他関係機関との連絡調整に関すること。

(本部の組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は多摩島しょ振興を担当する副知事とする。
- 3 副本部長は、総務局長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めるときは、東京都職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職を代理する。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に参加させることができる。

(支援連絡会議)

第5条 本部の所掌事務の円滑な推進を図り、必要な帰島支援対策上の措置を審議するため、本部に支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議に座長を置き、総務局多摩島しょ振興担当部長をもって充てる。
- 3 連絡会議に副座長を置き、総務局行政部三宅島災害復興対策担当課長をもって充てる。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職を代理する。
- 5 連絡会議の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 連絡会議の所掌事務の円滑な推進を図り、必要な措置を検討するため、必要に応じて連絡会議の下に部会を置く。
- 7 連絡会議及び部会の運営等については座長が別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、総務局行政部に置き、その構成及び所掌事項は別表3のとおりとする。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月21日から適用する。（16総行振第444号 行政部長決定）

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。（16総行振第480号 行政部長決定）

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月16日から適用する。（17総行振第465号 行政部長決定）
- 2 この要綱による改正後の東京都三宅島帰島支援対策本部設置要綱別表1中「青少年・治安対策本部青少年育成総合対策部長」及び別表2中「青少年・治安対策本部青少年育成総合対策部総務課長」とあるのは、平成17年8月1日より適用する。

別表 1

本部長
副本部長

副知事
総務局長
知事本局企画調整部長
青少年・治安対策本部青少年育成総合対策部長
総務局総務部長
総務局行政部長
総務局多摩島しょ振興担当部長
総務局総合防災部長
総務局務担当部長（災害対策担当）
総務局三宅支庁長
財務局経理部長
財務局主計部長
主税局総務部長
生活文化局総務部長
都市整備局総務部長
環境局総務部長
福祉保健局総務部長
病院経営本部経営企画部長
中央卸売市場管理部長
産業労働局総務部長
建設局総務部長
港湾局総務部長
交通局総務部長
水道局総務部長
下水道局総務部長
教育庁総務部長

別表 2

座 長
副座長

総務局多摩島しょ振興担当部長
総務局行政部三宅島災害復興対策担当課長
知事本局企画調整部調整担当課長
青少年・治安対策本部青少年育成総合対策部総務課長
総務局総務部総務課長
総務局総合防災部副参事（震災対策担当）
総務局三宅支庁総務課長
総務局三宅支庁災害対策技術担当課長
財務局経理部総務課長
財務局主計部財政課長
主税局総務部副参事（企画調整担当）
生活文化局総務部企画担当課長
都市整備局総務部企画担当課長
環境局総務部企画調整課長
福祉保健局総務部総務課長
病院経営本部経営企画部総務課長
中央卸売市場管理部総務課長
産業労働局総務部政策企画課長
建設局総務部企画調整課長
港湾局総務部企画課長
交通局総務部総合計画課長
水道局総務部総務課長
下水道局総務部副参事（局務担当）
教育庁総務部総務課長

別表 3

事務局長・帰島支援担当部長（総務局多摩島しょ振興担当部長）

所掌事項

- ①帰島後における島民の生活再建の調整に関する事
- ②三宅村の帰島対策に対する支援に関する事
- ③連絡会議及び同会議生活部会に関する事
- ④三宅村及び国との連絡に関する事
- ⑤議会対策、報道機関対応等に関する事
- ⑥本部の庶務に関する事
- ⑦その他

帰島支援技術担当部長（総務局局務担当部長（災害対策担当））

所掌事項

- ①三宅島の基盤整備の調整に関する事
- ②三宅村の帰島対策に対する支援に関する事
- ③連絡会議の基盤部会に関する事
- ④その他

安全対策担当部長（総務局総合防災部長）

所掌事項

- ①三宅島火山ガスの安全対策に関する事
- ②三宅村の帰島対策に対する支援に関する事
- ③連絡会議の安全部会に関する事
- ④その他

帰島支援現地対策本部長（総務局三宅支庁長）

所掌事項

- ①現地での情報収集、三宅村との連絡調整に関する事
- ②三宅村の帰島対策に対する支援に関する事
- ③その他

